

令和4年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5.1.21	R5.2.1	令和3年に東京都内において、東京消防庁の救急隊員が出動した際の記録（救急活動記録票等）のうち、意識減損発作にて救急搬送されたものうち調理が原因によるものの全て			●												該当する文書が存在しないため	東京消防庁 救急部救急管理課
2	R5.1.29	R5.2.1	〇（港区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和61年11月14日第1598号）の設備系統図及び地階平面図	4	●														東京消防庁 予防部予防課
3	R5.1.30	R5.2.1	〇（杉並区〇丁目〇番〇号）に係る 1 共同住宅等の消防用設備等特例適用申請書（平成16年2月12日杉予第1105号）の別記様式第33号の2（その1）から（その5） 2 消防用設備等設置届出書（平成16年7月16日杉予第151号）のかがみ及び消火器試験結果報告書	7	●														東京消防庁 予防部予防課
4	R5.1.24	R5.2.2	芝消防署芝救急隊及び深川消防署有明救急隊の救急出場（令和元年9月30日8時53分覚知）に関する様式第34号複数隊出場事案記録票、様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）、様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）、様式第36号の3傷病者記録票（医療機関選定）及び傷病者搬送通知書（救急隊用）	11		●					●							（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 救急部救急管理課
5	R5.1.24	R5.2.2	〇（港区〇丁目〇番〇号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その2（消防用設備等）（昭和46年8月19日収第198号）	27	●														東京消防庁 予防部予防課

65	R5. 2. 15	R5. 2. 27	<p>1 ○（北区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 (1) 防火対象物使用（変更）開始届出書（昭和43年5月8日収第33号）の立面図、平面図及び小屋伏せ図 (2) 火災報知設備検査成績表（その1）及び火災報知設備検査成績表（その2） (3) 消防用設備等着工届出書（平成8年2月22日第16号）の系統図 (4) 防火対象物使用（変更）届出書その2（昭和44年11月26日収第56号）の系統図 2 京北倉庫16号棟（北区堀船2-30-3）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等着工届出書（平成8年2月22日第16号）の系統図及び平面図 (2) 防火対象物使用（変更）届出書その2（昭和44年11月26日収第56号）の系統図及び平面図</p>	18	●																東京消防庁 予防部予防課
66	R5. 2. 20	R5. 2. 27	<p>○（渋谷区○丁目○番）に係る 1 消防用設備等設置届出書（屋内消火栓設備）（平成8年6月4日第917号）一式 2 消防用設備等設置届出書（屋内消火栓設備）（平成17年1月17日第1220-2号）一式 3 消防用設備等着工届出書（屋内消火栓設備）（平成8年5月9日第362号）一式</p>	39	●																東京消防庁 予防部予防課
67	R5. 2. 21	R5. 2. 27	<p>○（武蔵村山市○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書（平成11年3月18日第41号）一式</p>	7	●																東京消防庁 予防部予防課
68	R5. 2. 21	R5. 2. 28	<p>○（東京都板橋区○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年2月17日2板予（報）第1431号）</p>	20	●																東京消防庁 予防部査察課
69	R5. 2. 1	R5. 2. 28	<p>火災調査書類（令和5年1月4日4布国第255号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2 出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3 現場見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号） 4 鑑識見分調書（第1回）（別記様式第18号及び別記様式第26号） 5 鑑識見分調書（第2回）（別記様式第18号及び別記様式第26号）</p>	140	●						●		●		●					<p>（2号）個人の職業、氏名、年齢、財産、行動、供述等であるため。 （4号）公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かす恐れがあると認められるため。 （6号）関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	東京消防庁 予防部調査課

